

平成29年度 集團指導資料

別冊資料

(介護予防) 認知症対応型通所介護

目次

- 介護報酬改定関連 ((介護予防) 認知症対応型
通所介護関係部分抜粋) 1
- 変更届 (必要書類・提出方法) 22
- 体制届 (必要書類・提出方法) 26
- 介護保険事故報告集計分析結果 29

平成30年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案

1. 介護報酬単位の見直し案（平成30年4月施行分）

- 別紙1-1：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙1-2：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙1-3：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙1-4：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙1-5：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙1-6：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

1

【参考資料：平成30年4月施行分】

- 参考2-1：厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法
- 参考2-2：厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- 参考2-3：厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数
- 参考2-4：厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等
- 参考2-5：厚生労働大臣が定める特定診療費に係る特別な薬剤
- 参考2-6：介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額
- 参考2-7：厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域
- 参考2-8：厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等
- 参考2-9：厚生労働大臣が定める療法等
- 参考2-10：指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品
- 参考2-11：厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合
- 参考2-12：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考2-13：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額
- 参考2-14：介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考2-15：介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額
- 参考2-16：居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針
- 参考2-17：厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数
- 参考2-18：厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数
- 参考2-19：厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順
- 参考2-20：介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲

ける者に係る介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額

参考 2-21：介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額

参考 2-22：厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域

参考 2-23：厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者

参考 2-24：厚生労働大臣が定める地域

参考 2-25：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の規定に基づく厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数

参考 2-26：厚生労働大臣が定める一単位の単価

参考 2-27：厚生労働大臣が定める特に業務に従事した経験が必要な者（仮称）

【参考資料：平成 30 年 10 月施行分】

参考 3-1：厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準（仮称）

別紙 1-4

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）（抄）【平成三十年四月一日施行（予定）】

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表	別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)（1月につき）	イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)（1月につき）
(1) 訪問看護サービスを行わない場合	(1) 訪問看護サービスを行わない場合
（一）要介護1 <u>5,666単位</u>	（一）要介護1 5,658単位
（二）要介護2 <u>10,114単位</u>	（二）要介護2 <u>10,100単位</u>
（三）要介護3 <u>16,793単位</u>	（三）要介護3 <u>16,769単位</u>
（四）要介護4 <u>21,242単位</u>	（四）要介護4 <u>21,212単位</u>
（五）要介護5 <u>25,690単位</u>	（五）要介護5 <u>25,654単位</u>
(2) 訪問看護サービスを行う場合	(2) 訪問看護サービスを行う場合
（一）要介護1 <u>8,267単位</u>	（一）要介護1 8,255単位
（二）要介護2 <u>12,915単位</u>	（二）要介護2 <u>12,897単位</u>
（三）要介護3 <u>19,714単位</u>	（三）要介護3 <u>19,686単位</u>
（四）要介護4 <u>24,302単位</u>	（四）要介護4 <u>24,268単位</u>
（五）要介護5 <u>29,441単位</u>	（五）要介護5 <u>29,399単位</u>
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)（1月につき）	ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)（1月につき）
(1) 要介護1 <u>5,666単位</u>	(1) 要介護1 5,658単位
(2) 要介護2 <u>10,114単位</u>	(2) 要介護2 <u>10,100単位</u>
(3) 要介護3 <u>16,793単位</u>	(3) 要介護3 <u>16,769単位</u>
(4) 要介護4 <u>21,242単位</u>	(4) 要介護4 <u>21,212単位</u>
(5) 要介護5 <u>25,690単位</u>	(5) 要介護5 <u>25,654単位</u>
注1～4（略）	注1～4（略）
5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建

- 1 -

300

の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5)（略）

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

a 要介護1 538単位

b 要介護2 592単位

c 要介護3 647単位

d 要介護4 702単位

e 要介護5 756単位

(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

a 要介護1 564単位

b 要介護2 620単位

c 要介護3 678単位

d 要介護4 735単位

e 要介護5 792単位

(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

a 要介護1 849単位

b 要介護2 941単位

c 要介護3 1,031単位

d 要介護4 1,122単位

e 要介護5 1,214単位

四 所要時間6時間以上7時間未満の場合

の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5)（略）

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

(一) 所要時間3時間以上5時間未満の場合

a 要介護1 564単位

b 要介護2 620単位

c 要介護3 678単位

d 要介護4 735単位

e 要介護5 792単位

(新設)

(二) 所要時間5時間以上7時間未満の場合

a 要介護1 865単位

b 要介護2 958単位

c 要介護3 1,050単位

d 要介護4 1,143単位

e 要介護5 1,236単位

(新設)

- 17 -

a	要介護 1	871単位			
b	要介護 2	965単位			
c	要介護 3	1,057単位			
d	要介護 4	1,151単位			
e	要介護 5	1,245単位			
(五)	所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(三)	所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	
a	要介護 1	985単位	a	要介護 1	985単位
b	要介護 2	1,092単位	b	要介護 2	1,092単位
c	要介護 3	1,199単位	c	要介護 3	1,199単位
d	要介護 4	1,307単位	d	要介護 4	1,307単位
e	要介護 5	1,414単位	e	要介護 5	1,414単位
(六)	所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		(新設)		
a	要介護 1	1,017単位			
b	要介護 2	1,127単位			
c	要介護 3	1,237単位			
d	要介護 4	1,349単位			
e	要介護 5	1,459単位			
(2)	認知症対応型通所介護費(i)		(2)	認知症対応型通所介護費(ii)	
(一)	所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合		(一)	所要時間 3 時間以上 5 時間未満の場合	
a	要介護 1	487単位	a	要介護 1	510単位
b	要介護 2	536単位	b	要介護 2	561単位
c	要介護 3	584単位	c	要介護 3	612単位
d	要介護 4	633単位	d	要介護 4	663単位
e	要介護 5	682単位	e	要介護 5	714単位
(二)	所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		(新設)		
a	要介護 1	510単位			
b	要介護 2	561単位			
c	要介護 3	612単位			
d	要介護 4	663単位			
e	要介護 5	714単位			

- 18 -

317

(三)	所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(二)	所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合	
a	要介護 1	764単位	a	要介護 1	778単位
b	要介護 2	845単位	b	要介護 2	861単位
c	要介護 3	927単位	c	要介護 3	944単位
d	要介護 4	1,007単位	d	要介護 4	1,026単位
e	要介護 5	1,089単位	e	要介護 5	1,109単位
(四)	所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(新設)		
a	要介護 1	783単位			
b	要介護 2	867単位			
c	要介護 3	951単位			
d	要介護 4	1,033単位			
e	要介護 5	1,117単位			
(五)	所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(三)	所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	
a	要介護 1	885単位	a	要介護 1	885単位
b	要介護 2	980単位	b	要介護 2	980単位
c	要介護 3	1,076単位	c	要介護 3	1,076単位
d	要介護 4	1,172単位	d	要介護 4	1,172単位
e	要介護 5	1,267単位	e	要介護 5	1,267単位
(六)	所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		(新設)		
a	要介護 1	913単位			
b	要介護 2	1,011単位			
c	要介護 3	1,110単位			
d	要介護 4	1,210単位			
e	要介護 5	1,308単位			
ロ	認知症対応型通所介護費(II)		ロ	認知症対応型通所介護費(II)	
(1)	所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合		(1)	所要時間 3 時間以上 5 時間未満の場合	
(一)	要介護 1	264単位	(一)	要介護 1	270単位
(二)	要介護 2	274単位	(二)	要介護 2	280単位
(三)	要介護 3	283単位	(三)	要介護 3	289単位
(四)	要介護 4	292単位	(四)	要介護 4	299単位

- 19 -

318

(五) 要介護 5	302単位
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	276単位
(二) 要介護 2	287単位
(三) 要介護 3	296単位
(四) 要介護 4	306単位
(五) 要介護 5	316単位
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	441単位
(二) 要介護 2	456単位
(三) 要介護 3	473単位
(四) 要介護 4	489単位
(五) 要介護 5	505単位
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	453単位
(二) 要介護 2	468単位
(三) 要介護 3	485単位
(四) 要介護 4	501単位
(五) 要介護 5	517単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	518単位
(二) 要介護 2	537単位
(三) 要介護 3	555単位
(四) 要介護 4	573単位
(五) 要介護 5	593単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	535単位
(二) 要介護 2	554単位
(三) 要介護 3	573単位
(四) 要介護 4	592単位

(五) 要介護 5 (新設)	309単位
(2) 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	439単位
(二) 要介護 2	454単位
(三) 要介護 3	470単位
(四) 要介護 4	486単位
(五) 要介護 5 (新設)	502単位
(3) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	506単位
(二) 要介護 2	524単位
(三) 要介護 3	542単位
(四) 要介護 4	560単位
(五) 要介護 5 (新設)	579単位

- 20 -

319

(五) 要介護 5	612単位
注 1 (略)	
2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)(二)若しくは(2)(二)又はロ(2)の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定する。	
3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が 9 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
イ～ホ (略)	
4 (略)	
5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1 月につき 200 単位を所定単位数に加算する。ただし、注 6 を算定している場合は、1 月につき 100 単位を所定単位数に加算する。	
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 <u>通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び介護予防認知症対応型通所介護費における生活機能向上連携加算の基準</u></p>	

注 1 (略)	
2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)(一)若しくは(2)(一)又はロ(1)の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定する。	
3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 7 時間以上 9 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間 7 時間以上 9 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が 9 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
イ～ホ (略)	
4 (略) (新設)	

- 21 -

320

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）若しくは医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。第三十四号の三及び第四十二号の三において同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

6 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、

5 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、

- 22 -

321

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ～ホ (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

6 (略)

7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ～ホ (略)

(新設)

- 23 -

通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、通所リハビリテーション費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養スクリーニング加算の基準

通所介護費等算定方法第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十六号、第十九号、第二十号から第二十二号までに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

10～13 (略)

ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対

8～11 (略)

ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対

応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

4 小規模多機能型居宅介護費

イ～ニ (略)

ホ 若年性認知症利用者受入加算 800単位
イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ニを算定している場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費（老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」という。）を有する病院における短期入所療養介護費を除く。）、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。）、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅

応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

4 小規模多機能型居宅介護費

イ～ニ (略)

(新設)

別紙 1 - 6

指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

477

○ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）（抄）【平成三十年四月一日施行（予定）】

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表	別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表
1 介護予防認知症対応型通所介護費	1 介護予防認知症対応型通所介護費
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(i)	イ 介護予防認知症対応型通所介護費(i)
(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)
(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	(一) 所要時間3時間以上5時間未満の場合
a 要支援1	a 要支援1
b 要支援2	b 要支援2
<u>471単位</u>	<u>493単位</u>
<u>521単位</u>	<u>546単位</u>
(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	(新設)
a 要支援1	
b 要支援2	
<u>493単位</u>	
<u>546単位</u>	
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	(二) 所要時間5時間以上7時間未満の場合
a 要支援1	a 要支援1
b 要支援2	b 要支援2
<u>735単位</u>	<u>749単位</u>
<u>821単位</u>	<u>836単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	(新設)
a 要支援1	
b 要支援2	
<u>754単位</u>	
<u>842単位</u>	
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	(三) 所要時間7時間以上9時間未満の場合
a 要支援1	a 要支援1
b 要支援2	b 要支援2
852単位	852単位
952単位	952単位
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	(新設)
a 要支援1	
b 要支援2	
<u>879単位</u>	
<u>982単位</u>	
(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)

(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
a 要支援 1	425単位
b 要支援 2	472単位
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要支援 1	445単位
b 要支援 2	494単位
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要支援 1	661単位
b 要支援 2	737単位
四 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要支援 1	678単位
b 要支援 2	756単位
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要支援 1	766単位
b 要支援 2	855単位
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要支援 1	791単位
b 要支援 2	882単位
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	245単位
(二) 要支援 2	259単位
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	257単位
(二) 要支援 2	271単位
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	409単位
(二) 要支援 2	432単位
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	420単位

(一) 所要時間 3 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要支援 1	445単位
b 要支援 2	494単位
(新設)	
(二) 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要支援 1	673単位
b 要支援 2	751単位
(新設)	
(三) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要支援 1	766単位
b 要支援 2	855単位
(新設)	
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅲ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	251単位
(二) 要支援 2	265単位
(新設)	
(2) 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	407単位
(二) 要支援 2	430単位
(新設)	

- 2 -

479

(二) 要支援 2	443単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	480単位
(二) 要支援 2	508単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	496単位
(二) 要支援 2	524単位
注 1 (略)	
2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)(一)若しくは(2)(一)又はロ(2)の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定する。	
3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定介護予防認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が 9 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
イ～ホ (略)	
4 (略)	
5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1 月につき 200 単位を所定単位数に加算	

(3) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	469単位
(二) 要支援 2	496単位
(新設)	
注 1 (略)	
2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)(一)若しくは(2)(一)又はロ(1)の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定する。	
3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 7 時間以上 9 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間 7 時間以上 9 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定介護予防認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が 9 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
イ～ホ (略)	
4 (略)	
(新設)	

- 3 -

する。ただし、注6を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- イ 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）若しくは医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。第三十四号の三イ及び第四十二号の三において同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

- 4 -

481

- 6 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

- 8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ～ホ (略)

- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

6 (略)

- 7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ～ホ (略)

(新設)

- 5 -

栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する担当職員をいう。）に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
通所介護費、通所リハビリテーション費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養スクリーニング加算の基準
通所介護費等算定方法第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十六号、第十九号、第二十号から第二十二号までに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

10～13 （略）
 ハ （略）
 ニ 介護職員処遇改善加算
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金

8～11 （略）
 ハ （略）
 ニ 介護職員処遇改善加算
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金

の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(5) （略）
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）
- (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合
- | | |
|---------|---------|
| （一）要支援1 | 3,403単位 |
| （二）要支援2 | 6,877単位 |
- (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合
- | | |
|---------|---------|
| （一）要支援1 | 3,066単位 |
| （二）要支援2 | 6,196単位 |
- ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）
- | | |
|----------|-------|
| (1) 要支援1 | 419単位 |
| (2) 要支援2 | 524単位 |
- 注 （略）
- ハ （略）
- 三 若年性認知症利用者受入加算 450単位
- イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき所定単位数を加算する。

の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(5) （略）
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）
- (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合
- | | |
|---------|---------|
| （一）要支援1 | 3,403単位 |
| （二）要支援2 | 6,877単位 |
- (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合
- | | |
|---------|---------|
| （一）要支援1 | 3,066単位 |
| （二）要支援2 | 6,196単位 |
- ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）
- | | |
|----------|-------|
| (1) 要支援1 | 419単位 |
| (2) 要支援2 | 524単位 |
- 注 （略）
- ハ （略）
 （新設）

平成30年度介護報酬改定における 各サービス毎の改定事項について

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。
詳細については、関連の告示等を御確認ください。

目次

1. 訪問介護	2
2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13
3. 夜間対応型訪問介護	23
4. 訪問入浴介護	29
5. 訪問看護	34
6. 訪問リハビリテーション	44
7. 居宅療養管理指導	60
8. 通所介護・地域密着型通所介護	66
9. 療養通所介護	77
10. 認知症対応型通所介護	83
11. 通所リハビリテーション	91
12. 短期入所生活介護	107
13. 短期入所療養介護	122
14. 小規模多機能型居宅介護	132
15. 看護小規模多機能型居宅介護	139
16. 福祉用具貸与	153
17. 居宅介護支援	159
18. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	171
19. 認知症対応型共同生活介護	184
20. 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	195
21. 介護老人保健施設	218
22. 介護療養型医療施設	238
23. 介護医療院	252
24. 口腔・栄養	275
25. 地域区分	283

10. 認知症対応型通所介護

83

10. 認知症対応型通所介護

改定事項

- ① 生活機能向上連携加算の創設
- ② 機能訓練指導員の確保の促進
- ③ 栄養改善の取組の推進
- ④ 基本報酬のサービス提供時間区分の見直し
- ⑤ 共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し
- ⑥ 運営推進会議の開催方法の緩和
- ⑦ 設備に係る共用の明確化
- ⑧ 介護職員処遇改善加算の見直し

84

10. 認知症対応型通所介護 ①生活機能向上連携加算の創設

概要

※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、生活機能向上連携加算を創設し、認知症対応型通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをすることを評価する。

単位数

<現行>
なし

⇒

<改定後>

生活機能向上連携加算 200単位/月（新設）

※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月

算定要件等

- 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が、認知症対応型通所介護事業所を訪問し、認知症対応型通所介護事業所の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。
- リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。

85

10. 認知症対応型通所介護 ②機能訓練指導員の確保の促進

概要

※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

算定要件等

- 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

86

10. 認知症対応型通所介護 ③ 栄養改善の取組の推進

概要	※介護予防認知症対応型通所介護を含む								
<p>ア 栄養改善加算の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。 <p>イ 栄養スクリーニングに関する加算の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。 									
単位数	<p>○アについて</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;"><現行></td> <td style="text-align: center;"><改定後></td> </tr> <tr> <td>栄養改善加算 150単位/回</td> <td>⇒ 変更なし</td> </tr> </table> <p>○イについて</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;"><現行></td> <td style="text-align: center;"><改定後></td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>⇒ 栄養スクリーニング加算 5単位/回（新設） ※6月に1回を限度とする</td> </tr> </table>	<現行>	<改定後>	栄養改善加算 150単位/回	⇒ 変更なし	<現行>	<改定後>	なし	⇒ 栄養スクリーニング加算 5単位/回（新設） ※6月に1回を限度とする
<現行>	<改定後>								
栄養改善加算 150単位/回	⇒ 変更なし								
<現行>	<改定後>								
なし	⇒ 栄養スクリーニング加算 5単位/回（新設） ※6月に1回を限度とする								
算定要件等	<p>ア 栄養改善加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 <p>イ 栄養スクリーニング加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。 								

87

10. 認知症対応型通所介護 ④ 基本報酬のサービス提供時間区分の見直し

概要	※介護予防認知症対応型通所介護を含む																										
<p>○ 認知症対応型通所介護の基本報酬は、2時間ごとの設定としているが、事業所のサービス提供時間の実態を踏まえて、基本報酬のサービス提供時間区分を1時間ごとに見直すこととする。</p>																											
単位数	<p>[例 1] 単独型事業所</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">7時間以上 8時間未満</td> <td>要介護1 985単位 要介護2 1,092単位 要介護3 1,199単位 要介護4 1,307単位 要介護5 1,414単位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7時間以上 9時間未満</td> <td>要介護1 985単位 要介護2 1,092単位 要介護3 1,199単位 要介護4 1,307単位 要介護5 1,414単位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">8時間以上 9時間未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護1 1,017単位 要介護2 1,127単位 要介護3 1,237単位 要介護4 1,349単位 要介護5 1,459単位</td> </tr> </table>	7時間以上 8時間未満	要介護1 985単位 要介護2 1,092単位 要介護3 1,199単位 要介護4 1,307単位 要介護5 1,414単位	7時間以上 9時間未満	要介護1 985単位 要介護2 1,092単位 要介護3 1,199単位 要介護4 1,307単位 要介護5 1,414単位	⇒	8時間以上 9時間未満		要介護1 1,017単位 要介護2 1,127単位 要介護3 1,237単位 要介護4 1,349単位 要介護5 1,459単位	<p>[例 2] 併設型事業所</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">7時間以上 8時間未満</td> <td>要介護1 885単位 要介護2 980単位 要介護3 1,076単位 要介護4 1,172単位 要介護5 1,267単位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7時間以上 9時間未満</td> <td>要介護1 885単位 要介護2 980単位 要介護3 1,076単位 要介護4 1,172単位 要介護5 1,267単位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">8時間以上 9時間未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護1 913単位 要介護2 1,011単位 要介護3 1,110単位 要介護4 1,210単位 要介護5 1,308単位</td> </tr> </table>	7時間以上 8時間未満	要介護1 885単位 要介護2 980単位 要介護3 1,076単位 要介護4 1,172単位 要介護5 1,267単位	7時間以上 9時間未満	要介護1 885単位 要介護2 980単位 要介護3 1,076単位 要介護4 1,172単位 要介護5 1,267単位	⇒	8時間以上 9時間未満		要介護1 913単位 要介護2 1,011単位 要介護3 1,110単位 要介護4 1,210単位 要介護5 1,308単位	<p>[例 3] 共用型事業所</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">7時間以上 8時間未満</td> <td>要介護1 518単位 要介護2 537単位 要介護3 555単位 要介護4 573単位 要介護5 593単位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7時間以上 9時間未満</td> <td>要介護1 506単位 要介護2 524単位 要介護3 542単位 要介護4 560単位 要介護5 579単位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">8時間以上 9時間未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護1 535単位 要介護2 554単位 要介護3 573単位 要介護4 592単位 要介護5 612単位</td> </tr> </table>	7時間以上 8時間未満	要介護1 518単位 要介護2 537単位 要介護3 555単位 要介護4 573単位 要介護5 593単位	7時間以上 9時間未満	要介護1 506単位 要介護2 524単位 要介護3 542単位 要介護4 560単位 要介護5 579単位	⇒	8時間以上 9時間未満		要介護1 535単位 要介護2 554単位 要介護3 573単位 要介護4 592単位 要介護5 612単位
7時間以上 8時間未満	要介護1 985単位 要介護2 1,092単位 要介護3 1,199単位 要介護4 1,307単位 要介護5 1,414単位																										
7時間以上 9時間未満	要介護1 985単位 要介護2 1,092単位 要介護3 1,199単位 要介護4 1,307単位 要介護5 1,414単位																										
⇒	8時間以上 9時間未満																										
	要介護1 1,017単位 要介護2 1,127単位 要介護3 1,237単位 要介護4 1,349単位 要介護5 1,459単位																										
7時間以上 8時間未満	要介護1 885単位 要介護2 980単位 要介護3 1,076単位 要介護4 1,172単位 要介護5 1,267単位																										
7時間以上 9時間未満	要介護1 885単位 要介護2 980単位 要介護3 1,076単位 要介護4 1,172単位 要介護5 1,267単位																										
⇒	8時間以上 9時間未満																										
	要介護1 913単位 要介護2 1,011単位 要介護3 1,110単位 要介護4 1,210単位 要介護5 1,308単位																										
7時間以上 8時間未満	要介護1 518単位 要介護2 537単位 要介護3 555単位 要介護4 573単位 要介護5 593単位																										
7時間以上 9時間未満	要介護1 506単位 要介護2 524単位 要介護3 542単位 要介護4 560単位 要介護5 579単位																										
⇒	8時間以上 9時間未満																										
	要介護1 535単位 要介護2 554単位 要介護3 573単位 要介護4 592単位 要介護5 612単位																										

88

10. 認知症対応型通所介護 ⑤共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し

概要	※介護予防認知症対応型通所介護を含む
○ 共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直すこととする。【省令改正】	

10. 認知症対応型通所介護 ⑥運営推進会議の開催方法の緩和

概要	※介護予防認知症対応型通所介護を含む
○ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】	
i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。	
ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。	

10. 認知症対応型通所介護 ⑦設備に係る共用の明確化

概要	※介護予防認知症対応型通所介護を含む
○ 認知症対応型通所介護と訪問介護が併設されている場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、	
・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能	
・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能	
であることを明確にする。	
その際、併設サービスが訪問介護である場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。【通知改正】	

89

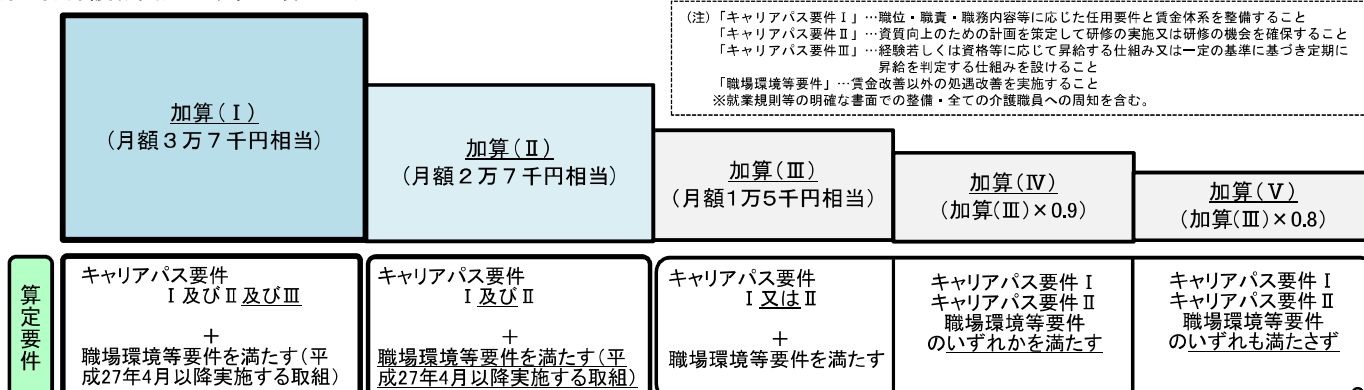
10. 認知症対応型通所介護 ⑧介護職員処遇改善加算の見直し

概要	※介護予防認知症対応型通所介護を含む
○ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点等を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。	
○ その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。	

算定要件等

○ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（※）までの間に限り算定することとする。	
※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。	

（参考）介護職員処遇改善加算の区分



90

19. 認知症対応型共同生活介護 ⑦身体的拘束等の適正化

概要

※介護予防認知症対応型共同生活介護を含む

- 身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体拘束廃止未実施減算を創設する。

単位数

<現行>
なし

⇒

<改定後>

身体拘束廃止未実施減算 10%/日減算（新設）

算定要件等


- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。（※）
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- ※ 認知症対応型共同生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。

平成30年度改正案
(改正のポイント)

- ・ 岡山市の独自基準として、認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型・共用型）においても、指針の整備及び研修の実施を追加。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:平成30年4月改定箇所

- I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
 - 2 夜間対応型訪問介護費
 - 2-2 地域密着型通所介護費
 - 3 認知症対応型通所介護費
 - 4 小規模多機能型居宅介護費
 - 5 認知症対応型共同生活介護費
 - 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
 - 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 8 複合型サービス費

- II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護予防認知症対応型通所介護費
 - 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
 - 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
	所定労働時間外に介護職員を起用する場合	介護職員が1名以上の介護職員を起用しない場合	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	3時間以上5時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	5時間以上7時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	9時間以上11時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	11時間以上13時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	13時間以上15時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	15時間以上17時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	17時間以上19時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	19時間以上21時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	21時間以上23時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	23時間以上25時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	25時間以上27時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	27時間以上29時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	29時間以上31時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(1)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(1) (標準型)	(一)	要支援1 (471 単位)	×637/100	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1月につき +150単位	1日につき +150単位 (6日につき +900単位)	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	
		(二)	要支援2 (521 単位)															
		(三)	要支援1 (482 単位)															
		(四)	要支援2 (536 単位)															
		(五)	要支援1 (700 単位)															
		(六)	要支援2 (821 単位)															
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(1) (応答型)	(一)	要支援1 (879 単位)	×637/100	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1月につき +150単位	1日につき +150単位 (6日につき +900単位)	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位
		(二)	要支援2 (929 単位)															
		(三)	要支援1 (425 単位)															
		(四)	要支援2 (472 単位)															
		(五)	要支援1 (445 単位)															
		(六)	要支援2 (494 単位)															
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(2)	(1) 2時間以上3時間未満	要支援1 (245 単位)	×637/100	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1月につき +150単位	1日につき +150単位 (6日につき +900単位)	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	
		要支援2 (268 単位)																
		(2) 4時間以上5時間未満																要支援1 (257 単位)
																		要支援2 (271 単位)
		(3) 5時間以上7時間未満																要支援1 (408 単位)
																		要支援2 (422 単位)
	(4) 8時間以上9時間未満	要支援1 (420 単位)																
		要支援2 (443 単位)																
	(5) 7時間以上9時間未満	要支援1 (400 単位)																
		要支援2 (368 単位)																
	(6) 8時間以上9時間未満	要支援1 (408 単位)																
		要支援2 (374 単位)																

注：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

(別紙1-3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (平成30年度改正案)

記入担当者氏名								岡山県		岡山市	
事業所番号	3	3						記入担当者電話番号			
事業所名	施設等の区分							異動区分	1. 新規、2. 変更、3. 終了		
事業所名	施設等の区分							事業所電話番号			

※ 実施するサービスに關して○を付け、全ての項目に對し該当する番号に○を付けてください。

チェック	提供サービス	適用開始年月日	施設等の区分	人員配置区分	減算の状況	その他の該当する体制等	割引
	認知症対応型通所介護	平成 年 月 日	1. 単独型 2. 併設型 3. 共用型	人員配置区分	職員の欠員による減算の状況 1. なし 2. 看護職員 3. 介護職員 時間延長サービス体制 1. 対応不可 2. 対応可 入浴介助体制 1. なし 2. あり 生活機能向上連携加算 1. なし 2. あり 個別機能訓練体制 1. なし 2. あり 若年性認知症利用者受入加算 1. なし 2. あり 栄養改善体制 1. なし 2. あり 口腔機能向上体制 1. なし 2. あり サービス提供体制強化加算 1. なし 4. 加算Ⅰイ 2. 加算Ⅰロ 3. 加算Ⅱ 介護職員処遇改善加算 1. なし 6. 加算Ⅰ 5. 加算Ⅱ 2. 加算Ⅲ 3. 加算Ⅳ 4. 加算Ⅴ	割引	
	介護予防認知症対応型通所介護	平成 年 月 日	1. 単独型 2. 併設型 3. 共用型	人員配置区分	職員の欠員による減算の状況 1. なし 2. 看護職員 3. 介護職員 時間延長サービス体制 1. 対応不可 2. 対応可 入浴介助体制 1. なし 2. あり 生活機能向上連携加算 1. なし 2. あり 個別機能訓練体制 1. なし 2. あり 若年性認知症利用者受入加算 1. なし 2. あり 栄養改善体制 1. なし 2. あり 口腔機能向上体制 1. なし 2. あり サービス提供体制強化加算 1. なし 4. 加算Ⅰイ 2. 加算Ⅰロ 3. 加算Ⅱ 介護職員処遇改善加算 1. なし 6. 加算Ⅰ 5. 加算Ⅱ 2. 加算Ⅲ 3. 加算Ⅳ 4. 加算Ⅴ	割引	

備考 1 届出が必要な加算(減算)等の届出に必要な書類について、別途「介護給付費算定に係る体制等に関する届出(認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)」を参照してください。

2 「介護職員処遇改善加算」については、別途「介護職員処遇改善加算の算定について」を参照してください。

変更届（必要書類・提出方法）

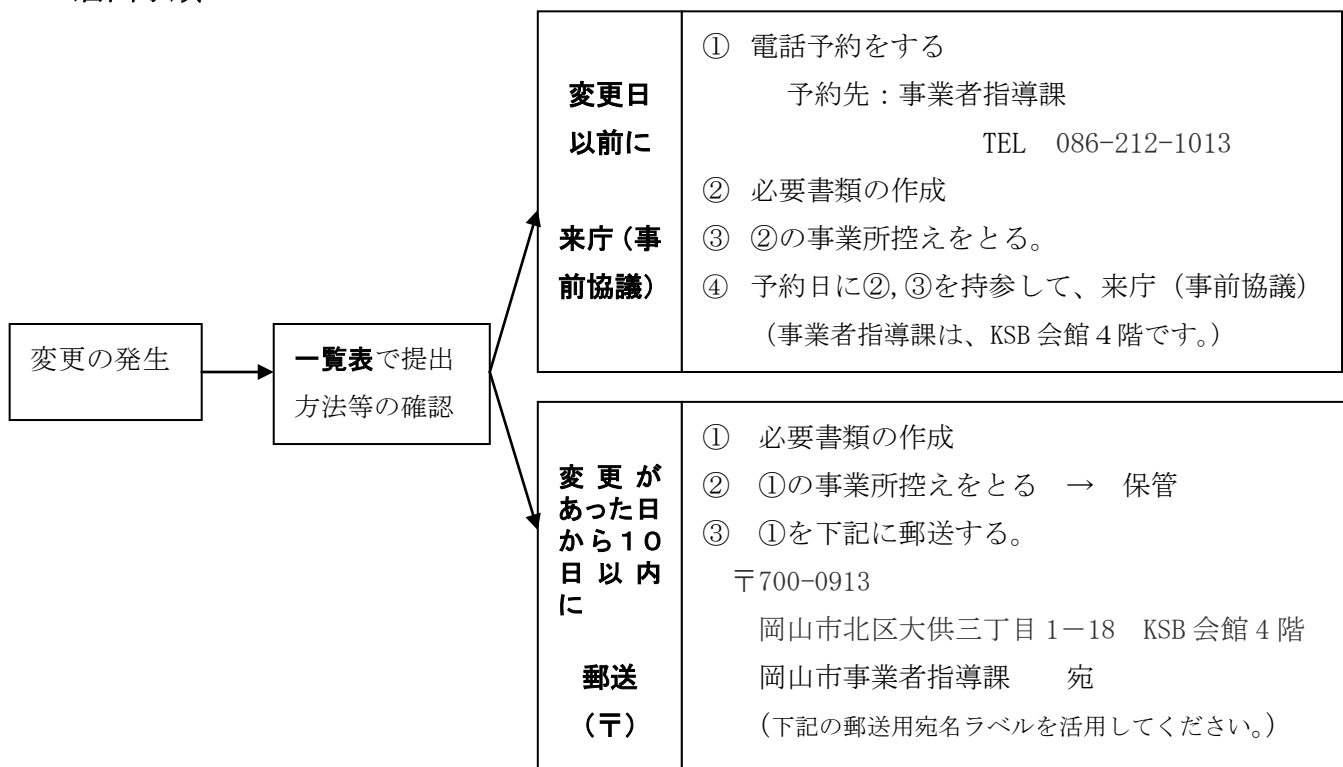
※届出用紙は、事業者指導課のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な変更事項、届出時期、必要書類、提出方法

⇨ 次ページの一覧表で確認してください。

※その他、確認が必要な書類の提出をお願いする場合があります。

2 届出手順



郵送用宛名ラベル ※こちらをコピーの上、使用されると便利です。

〒 700-0913

岡山市北区大供三丁目1-18 KSB 会館4階

岡山市 事業者指導課 宛

<変更届（ ）在中>

↑ サービスの種類を記載してください。

○変更の届出（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護）

既に申請、届出している事項に変更が生じた場合、10日以内に変更の届出が必要です。

なお、変更内容（事業所の移転など重要な変更の場合）によっては、事前に岡山市（事業者指導課）と協議する必要があります。

変更の届出は、岡山市保健福祉局事業者指導課へ1部提出してください。

◆同時に複数項目の変更を届出する場合、重複する書類は省略可能です。

変更の届出が必要な事項	提出書類
<p>1. 事業所の名称</p> <p>【関連項目】 定款等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。</p>	<p>①変更届（様式第4号）</p> <p>②付表2-1（単独型・併設型）、付表2-2（共用型）</p> <p>③変更後の運営規程</p>
<p>2. 事業所の所在地</p> <p>【関連項目】 定款等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。</p> <p>【重要】 岡山市以外の所在地へ事業所を移転する場合には、岡山市へ廃止届と、移転先の所在地（指定権者）での新規指定申請になります。</p>	<p>※事前協議が必要</p> <p>①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更の内容」欄に、変更後の郵便番号、所在地、電話番号、FAX番号を記載すること。</p> <p>②付表2-1（単独型・併設型）、付表2-2（共用型）</p> <p>③事業所の位置図（住宅地図の写し等）</p> <p>④事業所の平面図（各室の用途を明示すること）及び求積表 ※平面図等については、次ページの6を参照のこと。</p> <p>⑤事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、食堂及び機能訓練室、静養室、相談室、事務室、便所、洗面設備、消防法上必要な消火設備） ※事業所の外観、事務室、相談室、静養室、食堂及び機能訓練室については、2方向以上、A4用紙に貼付のこと。</p> <p>⑥変更後の運営規程</p> <p>⑦事業所として使用する建物の使用権限を証明できる書類 ※自己所有の場合は、建物の登記事項証明書又登記識別情報通知等の写し等（土地は不要） ※賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し</p> <p>⑧建築物関連法令協議記録報告書</p>
<p>3. 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>【重要】 運営法人が別法人（合併を含む）になる場合には、変更届ではなく、廃止届と新規指定申請になります。</p>	<p>①変更届（様式第4号）</p> <p>②申請者の定款又は寄附行為等（原本証明が必要）</p> <p>③申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合には指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。</p>
<p>4. 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p>	<p>①変更届（様式第4号）</p> <p>②申請者の登記事項証明書等</p> <p>③誓約書（（地域密着型サービス（9-1）又は地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（9-2））</p> <p>④役員等名簿 ※代表者の住所変更のみの場合は②、③は不要。</p>

○変更の届出（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護） つづき

変更の届出が必要な事項	提出書類
5. 申請者の定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る）	①変更届（様式第4号） ②申請者の定款又は寄附行為等（原本証明が必要） ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。
6. 事業所の平面図（レイアウト、専用区画）及び設備の概要	<p style="text-align: center;">※事前協議が必要</p> ①変更届（様式第4号） ②付表2-1（単独型・併設型）、付表2-2（共用型） ③事業所の平面図（各室の用途を明示すること）及び求積表 ※図面は、寸法を正確に記載したものを作成し、 食堂及び機能訓練室については、その範囲と面積（内法）、その算出根拠となる計算式を記載 すること。その際、認知症対応型通所介護の提供に必要なもの等（押入れ、床の間、廊下、柱、造り付けの家具等）の面積は除外すること。 （内法面積で定員×3㎡以上必要） ④事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、食堂及び機能訓練室、静養室、相談室、事務室、便所、洗面設備） ※事業所の外観、事務室、相談室、静養室、食堂及び機能訓練室については、2方向以上、A4用紙に貼付のこと。 ⑤設備・備品等写真（消防法上必要な消火設備等）
7. 事業所の管理者の氏名生年月日、住所及び経歴	①変更届（様式第4号） ②付表2-1（単独型・併設型）、付表2-2（共用型） ③管理者経歴書 ④資格証又は実務経験証明書等の写し ⑤管理者就任承諾及び誓約書（市参考様式2-3） ⑥雇用契約書又は辞令等の写し ⑦研修修了証の写し（実践者研修を修了していない場合は、2年以上の介護業務実務経験証明書が必要） ⑧従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※管理者のみの記載で可。 ※当該事業所の他の職種又は他の事業所と兼務がある場合には、兼務する他の職種又は兼務先の事業所名及び職種を記載。 ⑨誓約書（（地域密着型サービス（9-1）又は地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（9-2）） ⑩役員等名簿 ※管理者の改姓又は住所変更のみの場合は④～⑨は不要。
8. 運営規程	①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更前」及び「変更後」欄に変更内容を記載するか、別紙（変更内容を記載）を添付すること。 ②付表2-1（単独型・併設型）、付表2-2（共用型） ※記載事項に変更がある場合のみ添付。 ③変更後の運営規程 <p style="text-align: center;">【利用定員、営業日・営業時間、サービス提供時間又は実施単位の変更の場合④～⑥も添付すること】</p> ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※変更後の運営に支障がない従業者を配置すること。 ⑤資格証等の写し（ 介護職員を除く ） ⑥サービス提供実施単位一覧表

○変更の届出（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護） つづき

変更の届出が必要な事項	提出書類
<p>9. 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>【関連項目】 営利法人等で登記事項証明書の記載にも変更がある場合、5を参照してください。</p>	<p>①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更前」欄に退任した役員の氏名を、「変更後」欄に就任した役員の氏名を記載すること。</p> <p>②役員等名簿 ※変更のあった役員のための記載でも可。</p> <p>③誓約書（（地域密着型サービス（9-1）又は地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（9-2）） ※役員の改姓、住所変更又は役員の退任のみの場合は③は不要。</p>

体制届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な加算（減算）の内容、必要書類

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

※その他、確認が必要な書類の提出をお願いする場合があります。

2 届出時期

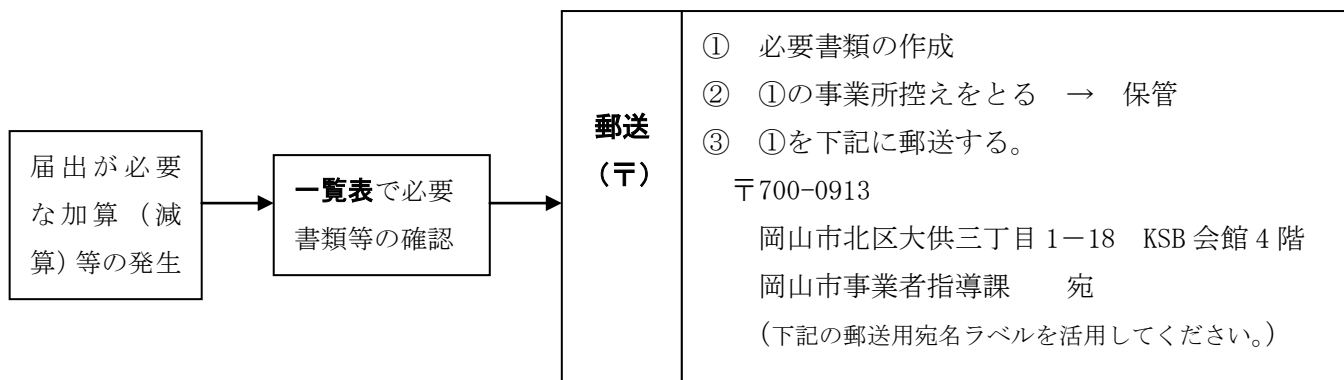
算定開始月の前月15日（閉庁日の場合は翌開庁日）が締切りです。

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定開始となります。

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかにその旨の届出が必要です。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定はできません。

（注）介護職員処遇改善加算については、前々月末日が締切りとなりますので御注意ください。

3 届出手順



郵送用宛名ラベル ※こちらをコピーの上、使用されると便利です。

〒 700-0913

岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階

岡山市 事業者指導課 宛

<体制届（ ）在中>

↑ サービスの種類を記載してください。

○介護報酬算定に係る体制等に関する届出

(認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)

次の内容の加算（減算）等を算定しようとする場合は、事前に岡山市への届出が必要です。
届出をしていないと、サービスを提供しても報酬が支払われませんのでご注意ください。

加算等	提出書類
人員欠如による減算 (減算の解消)	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《人員欠如が生じた月のもの》 《人員欠如が解消した場合は解消した月のもの》 ※従業者に欠員が生じている状態が継続する場合には、速やかに岡山市に連絡してください。
時間延長サービス体制	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ④運営規程※時間延長サービスを行う旨を記載していること。
入浴介助体制	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ④平面図（浴室がどこか明記） ⑤写真（浴室・浴槽）
<u>生活機能向上連携加算</u>	<u>①変更届（様式第4号）</u> <u>②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）</u> <u>③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）</u> <u>④指定訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを提供している医療提供施設と連携をしていることがわかる契約書（協定）等の写し</u>
個別機能訓練体制	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》 ⑤理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師（※）、 <u>はり師又はきゅう師</u> の資格証の写し <u>※これらの者が機能訓練指導員として配置された事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するはり師・きゅう師の場合は、それを証明するための、実務経験証明書も要する。</u>
若年性認知症利用者 受入加算	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
栄養改善体制	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》 ⑤管理栄養士の資格証の写し <u>（※外部との連携により、管理栄養士を配置した場合は、外部と連携したことが分かる契約書（協定）等の写し）</u>

○介護報酬算定に係る体制等に関する届出

(認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護) つづき

加算等	提出書類
口腔機能向上体制	①変更届 (様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-3) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》 ⑤言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し
サービス提供体制強化加算 (加算Iイ、加算Iロ、加算II) ※毎年度確認が必要 ※サービス提供体制強化加算の変更は毎年3月15日が締切りとなります。	①変更届 (様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-3) ④サービス提供体制強化加算に関する届出書 (別紙12-9) ※新たに事業開始する事業所については、4月目以降届出が可能となります。 ⑤サービス提供体制強化加算に関する確認書 (別紙12-9付表) ⑥従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《届出月の前月のもの》 ⑦加算対象となる介護職員の資格証等の写し ※加算 (Iイ、Iロ) を算定する場合に添付。 ⑧サービス提供体制強化加算に係る勤続年数3年以上の者の状況 (市様式13) ※加算 (II) を算定する場合に添付。
介護職員処遇改善加算 ※届出期限 (加算算定開始月の前々月末日) に注意	①変更届 (様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-3) ④介護職員処遇改善加算届出書等 ※添付書類については、別途「介護職員処遇改善加算の算定について (お知らせ)」を参照してください。
割引率の設定・変更	①変更届 (様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-3) ④指定地域密着型サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について (別紙5-2) ⑤運営規程 (割引について具体的に記載)
加算等の取り下げ	①変更届 (様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-3) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算等の要件を満たしていた最終月のもの》 ※従業者の要件がある加算等の取り下げの場合のみ添付。

※1 加算等の取り下げとは、事業所として加算等の要件を満たさなかった場合を指します。

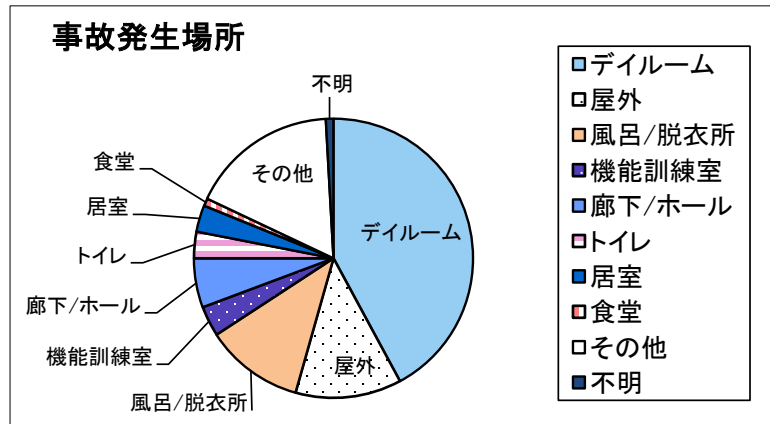
※2 加算等の追加・取り下げの場合は、各事業所において、重要事項説明書に加算項目の追加・削除を行ってください。

平成28年度 介護保険事故報告集計分析結果

通所介護・介護予防通所介護事業所(認知症対応型通所介護含む) 事故報告件数228件

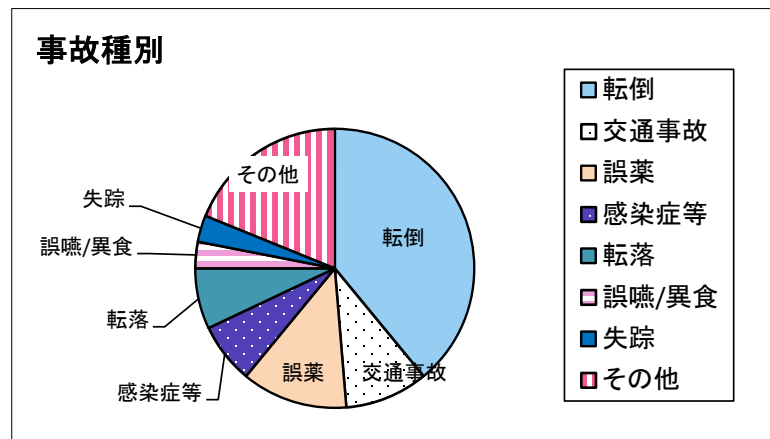
事故発生場所

発生場所	件数	割合
デイルーム	96	42%
屋外	28	12%
風呂/脱衣所	26	11%
機能訓練室	8	4%
廊下/ホール	13	6%
トイレ	7	3%
居室	7	3%
食堂	2	1%
その他	39	17%
不明	2	1%
合計	228	100%



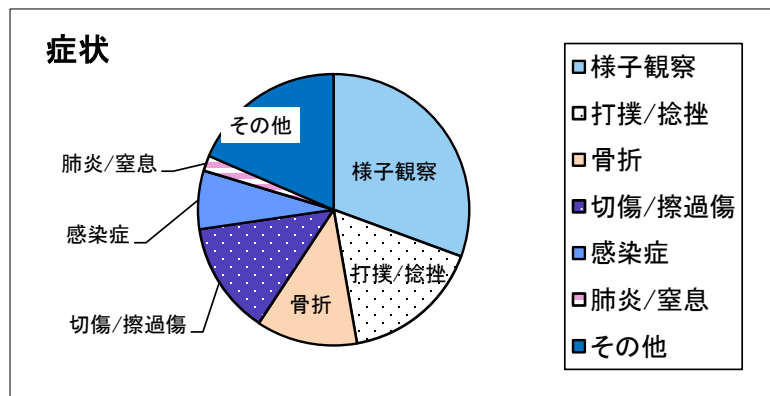
事故種別

事故種別	件数	割合
転倒	89	39%
交通事故	22	10%
誤薬	28	12%
感染症等	16	7%
転落	16	7%
誤嚥/異食	7	3%
失踪	7	3%
その他	43	19%
合計	228	100%



症状

症状	件数	割合
様子観察	78	29%
打撲/捻挫	36	16%
骨折	26	11%
切傷/擦過傷	29	13%
感染症	15	7%
肺炎/窒息	4	2%
その他	40	18%
合計	228	100%



事故結果

事故結果	件数	割合
1回受診	88	39%
入院	34	15%
通院	31	14%
その他	75	33%
合計	228	100%

